地域再生計画書

1 地域再生計画の名称

地域資源を活用した乳製品の里づくり構想

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡下川町の区域の一部(一の橋地区)

4 地域再生計画の目標

(1) 下川町

下川町は北海道北部に位置し、644.2km²の面積の90%を森林が占めている自然豊かな町である。

昭和35年には、人口が15,000人を越え、基幹産業の林産業、農業、鉱業で栄え、町は大変な活況を呈していた。しかし、昭和58年に三菱下川鉱業所、昭和61年にはサンル金山が相次いで休山となり、また同時期に町内の二つの営林署が一つに統廃合となり、更には旧国鉄名寄本線の廃止が重なったことから、産業が衰退し人口が急激に減少し、平成19年12月には3,904人となっている。

過疎化が進行する中で、昭和56年度から「ふるさと運動」が始められ、都市住民との交流を促進する様々な取組や「万里長城」、「アイスキャンドル」等の多彩なアイディアによるまちづくりが官民一体となって進められてきたほか、冬の遊びとして親しまれていたジャンプスキーにおいては、小中高一貫指導体制により国際的なアスリートを輩出する等、小さくてもキラッと光るまちづくりを進めている。

また、下川町の自然や森林、農産物等の地域資源を有効に活用する中から「トマトジュース」や「手延べ麺」、各種の木材・木炭製品等の多くの特産品の開発と地場産業の育成が行われ、過疎をくい止め、まちの活性化を図ろうとする取組が多岐にわたり行われている。

(2) 一の橋地区

一の橋地区は下川町の東に位置し、23.0km²の面積の大半を森林が占めている。林業と酪農業で繁栄したこの地域は、9つの木工場と営林署により栄え、昭和35年には498戸、人口2,307人を数えたが、安価な外材の輸入等により林業が衰退し、営林署と木工場の全てが廃止となったことから、平成19年12月には

64戸、人口145人の集落へと変貌した。これに伴い、昭和53年に一の橋中学校が閉校、平成2年に一の橋保育所が閉園、さらに平成14年には一の橋小学校が休校するに至っている。なお、現在では地域の人口のほとんどは、高齢者と知的障害者更生施設「やまびこ学園」の利用者となっている。

このように過疎化が進行する一方で、主要産業である酪農業は、離農跡地を 効率的に集積し、計画的な草地整備改良やサイレージトウモロコシの作付拡大 を推進するとともに、TMR給餌により良質粗飼料の確保や低コスト化を図っ ている。この結果、農家の経営規模は拡大し、1戸当りの飼養頭数が増加する ととも、個体乳量も確実な伸びをみせ、農業所得のアップや経営の法人化が進 み雇用を拡大している。

また、地域においては、高齢者が中心となりボランティアで植樹や草刈を実施して景観整備を行うほか、陶芸や染物等の体験による世代間交流を推進しており、地域住民が自らの力でまちづくりを進めている。町としても、これらの地域活動を支援していくこととし、平成13年に「一の橋活性化プラン検討懇談会」を開催し、住民と行政が対等な立場で話し合いを行い、平成14年には住民参加型・協働型のまちづくりを目指した「下川町一の橋活性化プラン」を策定した。このプランは、地域住民個々の活動や地域資源を活かし、「新産業創造」と「生活環境美化」の2本を柱として、まちづくりを進めていくこととしており、旧一の橋小学校については、文化・産業・交流の拠点施設として位置付ているところである。

さらに、平成14年に自然豊かなこの地区に、引きこもりの子どもたちが自立 するための支援活動を行う東京のNPO法人が、旧一の橋保育所の空き施設 を活用して事業所を開設し、地元酪農家の生乳を原料に安全安心な乳製品の製 造販売を行うチーズ工房の運営を開始した。

その後、このNPO法人が撤退したことから、平成18年5月に地元の福祉団体の有志が事業を引継ぎ、乳製品の製造販売を行っている。販路は順調に拡大してきているが、現施設では増産が難しく、代替施設の必要性が生じている。

このため、旧一の橋小学校の施設をチーズ工房として有効活用し、新規企業のモデルとして他の企業にも効果を波及させるとともに、地域の障害者の雇用の場の確保を図り、経済的な自立と社会参加を推進する。また、地産地消の観点からも地元の農畜産物を使用することにより、更なる農業者の所得の向上と雇用の創出が見込まれる。

これは、「下川町一の橋活性化プラン」の方向性にも合致するものであり、これらの取組を一体的に推進することにより、一の橋地区の活性化を図る。

(目標1)雇用の創出

新規研修生を受け入れ、チーズ職人を中心に新たな雇用を図る。また、製品の梱包、イベントでの販売、工房施設周辺の管理等について、障害者の雇用を促進する。

- ① 新規雇用 (目標) 平成24年度末までに10名を雇用
- ② 障害者の雇用

(現状)平成19年度:延べ20名/年 ⇒ (目標)平成24年度:延べ100名/年

(目標2)交流人口の拡大

地域の恵まれた自然環境を活用した様々な体験活動による交流人口の受入拡大を図る。

(現状)平成19年度:延べ20名/年 ⇒ (目標)平成24年度:延べ100名/年

(目標3)新規企業の参入

地域における新規企業(観光業や食品関連業等)の参入を図る。

(目標) 平成24年度末までに新規参入企業:2社

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

かつて、林業で栄えた一の橋地区の地域振興のため、廃校となった旧一の 橋小学校校舎の一部を地域の基幹産業である酪農業から生産される新鮮な生 乳を使うチーズ工房に有効利用することにより、乳製品の生産拡大と酪農業 の振興を推進し、雇用の場の確保をする。

また、町及び地域が一体となって「乳製品による里づくり」を目指すことで、地域産業振興と地域活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

廃校学校を利用しようとする事業者は、東京のNPO法人が旧一の橋保育所の空き施設を活用して開始したチーズ工房を平成18年5月に引き継いで、地元の酪農家から原料である牛乳を調達して、安心安全な乳製品の生産と販売を行うチーズ工房「フロマジェリしもかわ」を運営しているものである。

しかし、旧一の橋保育所を活用した現在の施設では老朽化が著しいことから、 生産規模の拡大を図ることが不可能であるため、廃校となっている一の橋小学 校の給食室と図書室をチーズ工房として有効利用しようとするものである。

当該事業者は、障害者の雇用の場を確保するため「上川北部精神保健福祉を考える会」の有志が個人経営で運営を行っているものであり、チーズづくりのために、現在、職人を2名雇用するとともに、梱包・発送・施設管理・販売等の作業に地域の町立知的障害者更生施設の障害者を雇用している。障害者が本来持っている力を誘発させて労働に見合った収入が得られるように、この「考える会」と当該チーズ工房が連携・協力してサポートしているものである。

また、チーズ工房では、消費者の多様なニーズに対応して、ゴーダチーズ、 モッツァレラチーズ、ストリングスチーズ、カマンベールチーズ等の各種チー ズ製品とヨーグルト等の生乳加工品を製造販売している。特に、無添加で安心 ・安全性を大切にしながら、他業者に引けを取らない味と品質の向上を目指し ており、地域の主要産業である酪農業の生産規模の拡大や畜産物の高付加価値 化による所得の向上にも貢献している。製品の主な販売先は、町内はもとより、 会員制による販売や近隣の名寄市内の料理店でも利用されており、更にインタ ーネット・ショッピングにより全国へ販路を拡大させている。

今回の支援措置により、廃校施設の有効活用を図ることにより、需要拡大に対応した乳製品の増産が可能となり、一の橋地区の産業振興と雇用の増加、障害者の雇用の確保・拡大が図られるとともに、一の橋地区の酪農業・製造業の振興にも寄与し、地域の活性化が推進されるものである。

(3) 支援措置の適用条件

① 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画 を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等(下川町立一の橋小学校 平成18年3月31日廃校)の転用の 弾力化について地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

② 廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に 定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事 業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と 地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること)

下川町の基幹産業である農業、特に酪農業は生産調整を行っている中、生産者は、下川の豊かな自然環境のもとで夏季放牧を行う等、新鮮な生乳の生産に取り組んでいる。町としては、こうした質の高い生乳を利用した加工品を地域の特産品として育成することは、加工企業はもとより地域の基幹産業である酪農業の発展にも資することから、強力に推進しており、大規模化や

新規就農者の育成等に努めているところである。

さらに、雇用の場のほとんどない一の橋地区において、当該チーズ工房が、 交流人口の増加、町立知的障害者更生施設利用者を含む雇用を確保すること は、地域集落の維持及び地域の自立につながるとともに、過疎化の脱却等の 一の橋地区が抱える課題に対応し、地域振興に大きく貢献するものである。

こうしたことから町は、事業推進の施策の一環として、旧一の橋小学校校舎を無償貸与する。これに併せて、事業の推進を図るために施設の改修工事に対して起業化促進事業による助成を行う等の支援を行う。

また、多様化する消費者ニーズに対応した質の高いチーズを生産するために町、観光協会、事業協同組合や産業クラスター推進部等の関係機関が連携し、各種イベントでの出店、HP等を利用したPR活動を行う等、町の新たな特産品の一つになるように町全体でバックアップし、一の橋地域を「チーズの里」として育成し、地域の活性を図る。

③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校舎等を利活用が必要であること。

過疎化した一の橋地区の活性化に当たっては、「一の橋活性化プラン」において、文化・産業・交流の拠点施設として位置付けられた旧一の橋小学校の利活用が有効である。そのため、町では「旧校学校利活用検討委員会」を立ち上げて、利活用の方策を検討する中で、校舎には給食室があり水回りが確保されていることから、食品加工による工場の誘致が適当であるという結論に達し、誘致企業を模索していたところである。

今般、「フロマジェリしもかわ」の製品の需要拡大に伴い新たな生産施設への移転の要望があったことから、町としては地域振興の観点から実現の可能性を検討したものである。

検討の結果、本施設は、チーズ工房に転用するための改修工事が容易であり工期も短期間でできること、浄化槽や調理人用のトイレがあり、元々給食供給施設であったことから食品衛生法等の許認可の取得が容易であること、鉄筋コンクリート造のため施設を長期にわたり利用できること等からチーズ工房としての利活用に適していること、さらには地域における雇用の場の確保、新規企業の参入促進にも寄与するものであることから、当該廃校施設の有効活用が望ましいという結論に至ったものである。

④ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地 方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与する こと。

下川町は、「フロマジェリしもかわ」に対して、廃校となった町立一の 橋小学校の校舎の一部を無償で貸与する。

また、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

(4) 施設の利用内容

①校舎 昭和54年建設 1,194.70㎡の内180㎡

給食室・図書室を中心に、別紙図面のとおり

- ②利活用業者が利用する内容
 - ・チーズ工房 (チーズの工房、熟成庫、売店)
 - ・チーズ職人の養成研修
 - ・障害者の雇用確保

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

地域の雇用の創出を図るため、町独自の産業振興の各種施策を一体的に取り進め、相乗効果により目標の達成を促進する。

1) 下川町一の橋地域活性化プラン

交流人口の増加や産業振興を図ることを目的とした地域住民の活動、地域 資源を活かした住民参加型・協働型の地域づくりを目指したプランを推進す るため、次の取組を実施する。

- ①**新産業創造** 一の橋地域の産業の振興と文化交流を推進するため、旧一の橋小学校を核とした次の取組を推進する。
 - イ)農業の振興 TMR等を導入した大規模による酪農経営や夏季放 牧など自然豊かな大地を活用した新鮮な生乳を生産す る酪農業の振興を図る。
 - ロ)産業の振興 チーズ工房やエミュー牧場等の地域の資源を活用し た産業の振興を図る。
 - ハ) 山村体験 酪農体験やエミュー牧場、山菜採り体験等による道 外や町外者との交流の推進を図る。
 - へ) 国際文化体験 モンゴルの草原遊牧民の特有の住宅であるゲルを旧 一の橋小学校の運動場等に設置し、モンゴル文化体験 として町内外から宿泊客を受け入れる。

- ②生活環境の美化 過疎化した地域の景観を良くするために一の橋地区 の桜を柱とした地域づくりと、住民参加によるまちづくり運動を推進する。
 - イ)緑を育む 街の中心部に桜を植樹し、地域住民で並木を管理をする とともに、景観づくりを推進する。
 - ロ)緑を楽しむ 桜並木を地域の憩いの場として、桜まつり等地域のイベ ントの会場等として活用を推進する。
 - ハ)緑を守る 桜並木の隣にあり、旧国鉄駅の時代に植樹した夫婦松を 保全し、一の橋地区の歴史と自然を守る。

2) 起業化促進事業

起業者に対し必要な助成を行うことにより、新たな事業の創出を図るとと もに、新規雇用の創出につなげる。

① 起業化助成事業

町は、新たな事業の創出を図るため自ら樹立した起業化計画に基づき募集を行い、町長が認定した起業化計画を実行する個人、団体及び中小企業者に対して助成を行う。

② 起業化資金の設置と利子補給

起業化に必要な資金調達の円滑化を図るため、起業化促進資金を設け、その借入金の利子に対して年3%の率に相当する額を利子補給する。

3) 下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例

下川町の自立促進に資するため、租税特別措置法の規定の適用を受ける製造の事業、ソフトウエア業の用に供する機械及び装置を新設し、又は増設した者に対して、3箇年度分の固定資産税を免除する。

6 計画の期間

認定の日から平成25年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

下川町は、計画期間の最終年度である平成24年度において、4の地域再生計画の目標達成状況について、利活用業者や地域住民、農協に聴き取り調査等を実施し、本計画の総体的な評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が認める事項

特になし